

議員による不当要求行為の再発防止策等検討共同協議会（第7回）要点記録

1 日時

令和5年3月22日（水）10時57分から12時01分まで

2 場所

第1委員会室

3 出席者

- ・司 会 上田議会議務局長
- ・議 会 側 宮下議員（議会側代表）、竹尾議員、汐田議員、東影議員、苦瓜議員、牧野議員
- ・理事者側 坂田総務局長、小林総務部長、有末職員倫理課長、網井法制課長、坪山法務専門員

4 協議内容

【議員からの要望等に係る職員の対応等について】

- 司 会 12月14日に開催された議員による不当要求行為の再発防止策等検討共同協議会（第6回）で議会側から新たな防止策の提案があれば本日の議題とすることとしていたが、提案はなかった。
- 職 員 「議員からの要望等に係る職員の対応等について」説明をお願いします。
- 議 員 （資料に基づいて説明）
- 議 員 要望等に係る面談に申入れが必要とのことであるが、確認事項の面談は今までどおりでよいのか。
- 職 員 要望等以外は従前どおりである。
- 議 員 面談の録音について、庁舎管理規則により市議会議員は庁舎内で録音できないとあるが、これは一般市民対象のルールであって、議員だけ特別扱いできないという考えもあるだろうが、議員が自分自身を守るために録音する行為は問題ないのではないか。
- 職 員 録音データが外に漏れた場合、切り貼りされて誤解を招くような使い方をされるおそれがあり、従前から職員以外の者による録音は許可していない。議員が自分自身で録音するのではなく、自己情報開示請求により確認していただきたい。
- 議 員 職員が切り貼りすることも想定できる。双方が録音することでより正確になるのではないか。録音する議員がいてもよいのではないか。
- 職 員 切り貼りなどの悪用のおそれは、制限をかけている理由のうちの一つである。録音データの保管や管理もルールを設け一元的に職員倫理課が適正に実施する。当該議員が確認したいというようであれば、確認する術もしっかりと確保する。
- 議 員 過去の不当要求行為の例では、その行為から時間が経ってから、当該議員には認識がない状況で問題となった。録音に議員が関わらない状態になるのは違和感があるが、その場で録音データを提供してもらえる仕組みを考えることはできないか。
- 議 員 議員が悪用するという考えのもと、職員は信用してほしいというのはおかしいのではないか。
- 職 員 議員が悪用するという事ではない。議員の録音したデータが外部へ流出し、利用されることを危惧している。

- 議員 後になって不当要求行為と認定されたときに録音データがなくなっていたらどうしようもない。議員も自分の発言は自分で管理するのがよいのではないか。
- 議員 議員が録音できるということを前提に、外部へ流出しないよう管理上のルールを考えてもらえばフェアな話になるのではないか。
- 職員 今年度からは、不当要求行為の前に注意喚起や事前警告などを実施するため、事前に確認できる機会を設けている。
- 議員 要望等ではない、単なる確認事項であっても、言った言わないとなることがある。録音データを議員が悪用するというのはかなり飛躍していて、あくまでも議員が自身の発言に対し、自分自身を守るための証拠を残すために録音したいという思いである。
- 職員 録音が必要なのは要望記録を作るためであり、仲違いをしたときに戦う武器を持つというものではない。不当要求行為があれば証拠として使用するが、通常の要望等であれば、要望記録を作成し決裁により通常の要望等であると判断されれば、録音内容はすぐに消去する。議員に録音を認めるとオリジナルの録音データを厳重に管理する意味がなくなる。
- 議員 議員が録音できないのであれば、議員の求めがあれば録音データがすぐに提供されるようにできないか。
- 職員 録音データも基本的には公文書であるため、開示することはできる。面談後、今すぐ数分後にという対応ができるかは検討していない。
- 議員 通常の要望等であれば、どれくらいの期間で録音データは削除されるのか。
- 職員 要望記録の決裁が完了すれば消去する。そのため、通常の要望等であれば録音データを提供することはできない。紙の要望記録を確認してもらい、不備があれば対応することになる。
- 議員 姫路市要望等庁内審議会（以下「庁内審議会」という。）にかかるまで時間がかかるはずである。議員自身の記憶が曖昧になるおそれもある。
- 議員 注意喚起があったときに紙の要望記録だけでは分かりにくい。録音データを保管しておいてもらって、確認できるようにしてもらいたい。
- 職員 職員が注意喚起するときに録音データを使用することは可能である。
- 司会 言った言わないの部分は、不当要求行為でなければ録音データはすぐに消去されるのか。
- 職員 要望記録が作成されれば、録音データは消える。
- 司会 議員が録音した場合のペナルティはあるか。
- 職員 規則違反は駄目だが、罰則はない。結果的に何もなければよいというものでもないが、総合的に影響を見て考える話であり、決まっているものではない。
- 職員 議員が録音を止めない場合は、面談を打ち切る。
- 議員 全件、最初から最後まで録音することで、議員にとっても職員にとっても都合の悪いことも含めて全部録音するということで、議員が録音できないことは理解する。
- 議員 昨年9月に配付された資料に「公文書」という表現があるが、これは「行政文書」と文言を変えるのか。
- 職員 当時は「公文書」と言っていた。4月からは「行政文書」に変える。
- 議員 録音データの保存期間はどうなるのか。
- 職員 不当要求行為は10年、その他疑義のあるものは3年。通常の要望等は決裁終了後に削除す

- ることになる。
- 議員 姫路市庁舎管理規則の禁止行為に「撮影、録画その他これに類する行為」とあるが、この「類する行為」は何を想定しているか。
- 職員 音声や画像のほかは今のところの想定はない。
- 議員 不当要求行為の認定に当たってグレーゾーンをなくしたが、「疑義のあるもの」はグレーのイメージがある。
- 職員 不当要求行為については、白か黒かで判断する。不当要求行為に近い場合や、「市議会議員の要望等に関するチェックリスト」にチェックがかなり入っている場合を想定している。
- 職員 庁内審議会で全会一致ではなく附属機関である職員倫理審査会に諮問した場合、その後不当要求行為に発展する可能性があるなどの場合に通常の要望等と同様の取扱いにはできない。
- 職員 不当要求行為の事例が積みあがっているわけでもないので、判断する材料としても残す必要はある。
- 議員 白と判断した場合は録音データを消さなければならない。事例を残すという理由ではおかし
- 職員 推移を見なければ警告をすべきかどうかの判断ができないものもある。要望等に連続性や継続性のあるものは残す必要があると考えている。
- 職員 要望記録については3年保存である。紙は原則の3年、録音データは大量になるので通常
- 職員 白の場合でも注意喚起を行うが、白として録音データを消してしまうと、注意喚起時に録音データを使用することができなくなる。
- 議員 要望等の対応時に職員はメモを取っているが、録音は補完的なものか。
- 職員 不当要求行為になる場合は別として、録音を全部聞き直して文字に起こすことは事務量の点からも考えていない。
- 議員 録音したつもりが録音できていないということもあり得る。
- 職員 録音できていない可能性はある。きっちり録音するように周知したい。
- 司会 連続性や継続性は1つの要望の中で判断するというだけでよいか。特定議員の全ての要望に対してというものではないという理解でよいか。
- 職員 要望単位で考えている。
- 議員 毎年同じ要望をすることもあるが、その場合はどうなるか。
- 職員 1つの要望に対して、対応結果を継続／完了で区分している。一度完了した要望は翌年になれば新しい要望という扱いになる。
- 議員 確認事項が要望が変わる場合の対応はどうなるか。
- 職員 情報提供や雑談以外であれば、通常は確認でも複数職員で対応している。仮に要望となった場合でもその場の職員で対応できるならば、録音する態勢を整えて要望を受けることはできる。対応できない場合は、申入れの手続を踏むことになる。
- 議員 職員にルールを説明しておいてほしい。
- 職員 職員に周知する。
- 議員 要望等でない場合、職員に確認事項を録音するよう依頼することはできるか。

- 議 員 確認や調査は文書で行うものではないのか。口頭でしているのか。
- 議 員 職員によって回答が変わる場合がある。議員は録音ができないということで、職員に録音してもらいたい。
- 職 員 公務員とのやり取りに伴うトラブルに類するもので、この共同協議会で協議するものではない。
- 議 員 確認事項で揉めて、不当要求行為に発展する場合がある。
- 議 員 録音するよう依頼するのは、要望ではないか。
- 議 員 要望になると思うが、できるのであれば録音を依頼したい。できないというのであれば、自分でメモをとることで対応する。
- 職 員 申出があったときに録音するのは難しい。
- 議 員 メモを取り、内容をその場で確認することにする。
- 司 会 「市議会議員からの要望等に係る職員の対応に関する基本方針」について、令和5年4月1日から運用を開始するということを確認する。
- 一 同 (了承)

【議長への最終報告について】

- 議 員 事前に配付した「議員による不当要求行為の再発防止策等の協議について（最終報告）」の案について、意見があれば、伺いたい。
- 議 員 (意見なし)
- 議 員 意見がなければ、この内容で議長へ報告するが、よろしいか。
- 議 員 (了承)
- 議 員 それでは、この内容で議長へ報告する。